

第 10 期 宇城市分別収集計画

令和 4 年 6 月 3 0 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成 19 年度から市内全域で容器包装廃棄物を含む分別収集を開始しており、現在は、23 品目の分別収集を実施している。平成 29 年度に策定した第 2 次宇城市環境基本計画において、「資源を循環利用する環境にやさしいまち」を環境目標に掲げ、各種施策に取り組むこととしている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集や 4 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 4 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった再資源化の促進
- (3) 分別収集事業を通じて地域連帯感を生む住みよいまちづくり

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,344.8t	2,320.2t	2,295.8t	2,271.7t	2,247.8t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、環境意識向上のため広報誌・ホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、分別収集場所ごとに委嘱する環境対策委員と連携し、容器包装廃棄物の4Rを推進する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

環境教育やリサイクルの取り組み、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制や分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 再資源を利用した製品の使用拡大

リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度及び宇城広域連合（宇城クリーンセンター）の収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ（以下「食品トレイ」と表記。）
	ペットボトル、食品トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度		令和９年度	
主としてスチール製の容器	27.8t		27.5t		27.2t		26.9t		26.6t	
主としてアルミ製の容器	36.0t		35.6t		35.2t		34.8t		34.4t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	96.9t		95.9t		94.9t		93.9t		92.9t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	96.9t		95.9t		94.9t		93.9t		92.9t	
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	113.8t		112.6t		111.4t		110.2t		109.0t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	113.8t		112.6t		111.4t		110.2t		109.0t	
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	51.5t		51.0t		50.5t		50.0t		49.5t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	51.5t		51.0t		50.5t		50.0t		49.5t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されている物を除く）	6.0t		5.9t		5.8t		5.7t		5.6t	
主として段ボール製の容器	113.7t		112.5t		111.3t		110.1t		108.9t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	61.5t		60.9t		60.3t		59.7t		59.1t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	61.5t		60.9t		60.3t		59.7t		59.1t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	67.1t		66.4t		65.7t		65.0t		64.3t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	67.1t		66.4t		65.7t		65.0t		64.3t	
(うち食品トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11.7t		11.6t		11.5t		11.4t		11.3t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	11.7t		11.6t		11.5t		11.4t		11.3t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している地域別将来推計人口を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
57,055人 (対前年度比) 98.95%	56,456人 (対前年度比) 98.95%	55,863人 (対前年度比) 98.95%	55,277人 (対前年度比) 98.95%	54,697人 (対前年度比) 98.95%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による運搬	ストックヤード
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による運搬	ストックヤード
	茶色のガラス製容器			
	その他の色の容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による運搬	ストックヤード
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による運搬	ストックヤード
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	発砲スチロール製食品トレイ	食品トレイ		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装物廃棄物については、民間のリサイクル施設で選別・圧縮・保管する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別種集の実施に関し重要な事項

- (1) さらなる再資源化の向上を図るため、広報誌やホームページ等を活用し、ごみの適正処理について啓発に努める。
- (2) 分別収集場所ごとに環境対策委員1名を委嘱し、ごみの正しい分別及びごみの減量化の指導を推進するとともに、分別収集を円滑かつ効率的に行うために行政と市民が連携強化を図る。
- (3) 行政区による分別収集を促進するため、リサイクル還元金の交付や集積場所の整備、収集機材の提供等の支援を行う。
- (4) 分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。